

消防救第68号
平成27年6月1日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

救急業務実施時における交通事故防止の徹底について

今般、傷病者を病院へ搬送中であった救急車が交通事故の当事者となる事案や、現場に到着した際に傷病者を負傷させるといった事案が連続して発生しました。

こうした事案は、傷病者を医療機関へ緊急に搬送するという救急業務に極めて重大な影響を生じさせることとなります。また、このような事案が続くことは、消防に対する国民の信頼を損なうものであり、再発防止を図っていかねばなりません。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、改めて、交通関係法令の遵守と内部規程等で定める緊急車両運行要領等の遵守を通じて、交通事故防止に万全を期すとともに、事故発生時における適切な対応が図られるよう、周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考資料】

- 警防活動時等における安全管理マニュアル（平成26年3月消防庁）
<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/anzenkanri/anzenkanri.pdf>
- 事故事例集「消防庁ヒヤリハットベース」
<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/>

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 上條課長補佐・新田係長・濱砂事務官
TEL：03-5253-7529（直通）
E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp